

## 廃棄について

Q：MAPKA製品は、どのように廃棄すればよいでしょうか？

MAPKA製品は、主原料が「紙」ですから、一般消費者様が廃棄する際は、多くの自治体では紙と同様、「燃えるごみ」としての扱いが可能となります。(\*)これは、使用済みプラスチック容器の回収頻度が少ない自治体の消費者様にとっては朗報です。焼却処分した場合、一般汎用プラスチック（ポリプロピレン）と比べ、温室効果ガスの排出量を約35%削減することが可能です。また焼却時に有害ガスが発生することはありません。

事業者様については、一般家庭ごみとして対応する場合、焼却・プラスチック回収いずれも選択が可能となります。事業廃棄物として対応する場合は、産業廃棄物としての処理となります。(\*)

(\*)地方自治体のルールに従ってください。